

由布市介護保険要介護認定等に係る資料の開示に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年 3月 31日

由布市長 相 馬 尊 重

由布市告示第46号

由布市介護保険要介護認定等に係る資料の開示に関する要綱の一部を改正する要綱

由布市介護保険要介護認定等に係る資料の開示に関する要綱（平成17年告示第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第15号。以下「法」という。）及び由布市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）の趣旨にのっとり、介護保険法（平成9年法律第123号）」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（開示対象資料）

第2条 開示の対象とする認定資料は、次に掲げる書類のうち、介護保険認定の申請の際に次条に定める開示対象者に対して、自己に関する認定資料を開示することにつき介護保険被保険者（以下「本人」という。）の同意がある書類とする。ただし、開示する認定資料は、申請者が開示の申請をした日において当該認定資料に係る介護認定等の結果が本人に通知済みであるものとする。

- （1） 認定調査票（概況調査、基本調査及び特記事項を含む。）
- （2） 主治医意見書（介護サービス計画作成のために利用することについて当該主治医の同意のあるものに限る。）
- （3） 審査会判定結果・意見書（次条第1号、第2号又は第3号に規定する者に開示する場合に限る。）

（開示対象者）

第3条 自己に関する認定資料の開示を申請できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- （1） 本人
- （2） 本人の法定代理人（本人が未成年者又は成年被後見人である場合に限る。）
- （3） 本人の委任による代理人（本人が文書により委任した代理人に限る。）

(4) 第1号又は第2号に掲げる者と介護サービス等の提供契約を締結している居宅介護支援事業者等(第1号に掲げる者に係る居宅(介護予防)サービス計画作成依頼(変更)届出書が提出済みである者に限り、地域包括支援センターから介護予防支援業務の一部委託を受けた居宅介護支援事業者を含む。)、居宅サービス事業者等(第1号に掲げる者に係る居宅(介護予防)サービス計画書等で確認できる者に限る。)及び介護保険施設(第1号に掲げる者に係る入所連絡票等で確認できる者に限る。)の職員

第4条第1項を次のように改める。

認定資料の開示を求めようとする者(以下「申請者」という。)のうち前条第1号、第2号又は第3号に該当する者は介護保険要介護認定等に係る資料の開示申請書(個人用)(様式第1号)により、前条第4号に該当する者は介護保険要介護認定等に係る資料の開示申請書(様式第2号)により、地域包括支援センターから介護予防支援業務の一部委託を受けた居宅介護支援事業者は介護保険要介護認定等に係る資料の開示申請書(一部委託用)(様式第3号)により市長に申請するものとする。

第4条第3項中「前条第3号」を「前条第4項」に、「被保険者」を「本人」に改める。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第2条第3号に掲げる書類は、閲覧により開示するものとする。

第5条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する閲覧又は写しの交付については、法及び由布市個人情報保護法施行細則(令和5年規則第11号。以下「細則」という。)第3条第2項又は同条第3項の規定に準ずるものとする。

第5条第3項及び第4項を削る。

第6条第2項中「由布市個人情報保護条例(平成17年条例第11号)に規定する別表により」を「細則別表に規定する」に改め、同条第3項中「条例施行規則第16条に準じる」を「細則第4条第2項の規定に準ずるものとする」に改め、同項後段を削る。

第7条中「申請者」を「第3条第4号に規定する申請者」に改め、同条第1号中「提供を受けた資料に係る被保険者(以下「本人」という。)」を「開示を受けた認定資料に係る本人」に改め、同条第2号中「文書による」を削り、「することのないこと」を「しないこと」に改め、同条第3号中「提供を受けた資料」を「開示を受けた認定資料」に、「することのないこと」を「しないこと」に改め、同条第4号中「提供を受けた資料」を「開示を受けた認定資料」に、「することのないこと」を「することのないようにすること」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 本人との介護サービス等の提供に係る契約関係が終了した場合その他開示を受けた認定資料が必要でなくなった場合は、当該認定資料を申請者の責任

において速やかに廃棄すること。

第9条中「必要な事項は」を「、認定資料の開示に関し必要な事項は」に改める。
様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。